

令和5年5月11日

学生・保護者 各位

教務主事

専攻科長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う  
特別欠席の取扱いの変更について

標記のことにつきまして、先般ご連絡しましたとおり令和5年5月8日より感染症法上の5類感染症へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症に学生が罹患した場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの期間」となります。

この期間は、特別欠席となりますので、以下により、登校後手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

《出席停止期間に係る特別欠席の手続きについて》

以下を準備のうえ、学校へ提出してください。

①特別欠席願

②新型コロナウイルス感染症罹患申告書

・医療機関を受診したことがわかるもの（領収書・調剤明細書等）のコピーを添付すること

※特別欠席願、新型コロナウイルス感染症罹患申告書の様式は教務係の窓口にあります。

※罹患申告書の様式は米子高専ホームページ（<https://www.yonago-k.ac.jp/a008/a020/>）へも様式を掲載しています。

※診断書等の証明書は必要ありません。

※5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る特別欠席は紙媒体での届出となりますのでご注意ください。

※4月28日までの新型コロナウイルス感染症に係る特別欠席については、従前どおり電子申請システムから手続きを行ってください。（6/1 締切）

《その他》

第9波の到来など感染の拡大が認められる状況で、特別な事情がある場合や、学生自身や同居家族に基礎疾患がある方がいらっしゃるなど学生が学校で感染すること等の不安をお持ちの場合には、保護者の方より教務係へご相談いただきますようお願いいたします。

米子工業高等専門学校 学生課教務係  
〒683-8502 鳥取県米子市彦名町 4448  
TEL : 0859-24-5022  
FAX : 0859-24-5029  
E-mail : kyoumu@yonago-k.ac.jp